

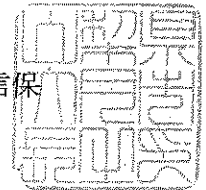
経営管理権集積計画策定に伴う公告

森林経営管理法第4条第1項の規定により、下記森林について、経営管理権集積計画を
定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年3月14日

大月市長 小林 信保



記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班	地目	面積 (h a)	経営管理権 の存続期間	備考
1	大月市七保町瀬戸 字南沢1806-2	70	山林	0.2135 (0.0973)	令和4年3月14日～ 令和9年3月31日	整理番号 R3第01号
2	大月市七保町瀬戸 字南沢1807-2	70	山林	0.2628 (0.2563)	令和4年3月14日～ 令和9年3月31日	整理番号 R3第01号
3	大月市七保町瀬戸 字南沢1808	70	山林	0.0297 (0.2529)	令和4年3月14日～ 令和9年3月31日	整理番号 R3第01号
4	大月市七保町瀬戸 字南沢1810	70	山林	0.0495 (0.4224)	令和4年3月14日～ 令和9年3月31日	整理番号 R3第01号
5	大月市七保町瀬戸 字南沢1811-1	70	山林	0.8494 (0.3846)	令和4年3月14日～ 令和9年3月31日	整理番号 R3第01号

2. 縦覧場所

大月市役所 産業観光課

大月市ホームページ

3. 本公告により、大月市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ
設定される。